

国住指第4725-4号
平成25年3月26日

財団法人マンション管理センター理事長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



給湯設備の転倒防止に係る技術基準の改正について

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことを受け、「電気給湯器等の転倒防止措置の点検等について」(平成23年9月7日付け国住指第1672-4号)により、建築物に設ける電気給湯器等の転倒防止措置の考え方について通知したところですが、今般、建築物に設ける給水、排水その他の配管設備のうち、電気給湯器、ガス給湯器、石油給湯器等の給湯の用に供する配管をされた設備（以下「給湯設備」という。）の地震等に対して安全上支障のない構造方法について、「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1388号。以下「本告示」という。)を一部改正し、平成25年4月1日に施行されることとなっておりますので、改正後の本告示の運用について、下記のとおり通知します。

なお、本告示の施行に伴い、平成23年9月7日付け国住指第1672号から国住指第1672-8号までは廃止します。

記

(1) 改正の概要

本告示の改正は、給湯設備の地震等に対して安全上支障のない構造について、建築物の部分等への設置方法別にアンカーボルト等の仕様及び構造計算の方法を定めたものである。

(2) 適用の範囲について

本規定は、給湯設備のうち、満水時の質量（支持構造部の質量を含む。）が15キログラムを超えるものに適用される。ただし、本告示第二に規定する屋上

水槽等に該当するものには適用されない。

また、給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合は、当該給湯設備は本規定の対象外となる。具体的には、給湯設備の周囲に当該給湯設備の転倒、移動等により想定される衝撃が作用した場合において著しい破壊を生じない丈夫な壁、囲い又は扉等により給湯設備が囲まれている場合が該当する。また、給湯設備が転倒、移動するおそれがある場所を維持管理以外の目的で人が通行しないなど、当該場所を人が利用することが通常想定されない場合も本規定の対象外となる。

なお、パイプシャフト等により一部に丈夫な囲いが設けられ、給湯設備が特定方向のみに転倒、移動するおそれがある場合は、当該特定方向についてのみの転倒、移動等の防止措置について確認することとなる。

(3) アンカーボルト等の引張耐力について

給湯設備を緊結するアンカーボルト等（アンカーボルト、木ねじその他これらに類するものをいう。以下同じ。）に関しては、第五第1号から第3号までに規定するアンカーボルト等のほか、計算値や試験値などにより同等以上の引張耐力が確かめられたアンカーボルト等を使用することができる。

(4) 本告示第五第4号の計算ルートについて

本告示第五第1号から第3号までの規定によらず、第4号に規定する構造計算により安全上支障のないことを確認することができる。

(5) 建築確認・検査について

建築確認・検査の際には、建築基準法施行規則第1条の3第4項の表1の(十)項に規定する「構造詳細図」に明示された「昇降機以外の建築設備の構造方法」により本規定への適合について確認することとなる。

また、定期検査報告においては、平成20年国土交通省告示第285号の別記第4号に規定する検査結果表の「給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況」及び「ガス湯沸器の取付けの状況」の検査結果欄により確認することとなる。

2.2 保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を記さ
れる有害成分の最大量その他の規格）
肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあつ
ては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費安全局農産安全管理課に備え置い
て縦置で出す）

○国土交通省告示第十四百四十七号
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第五十九条の二の四第一号の規定に基づき、建築設備の構造耐力と安全な構造方法を定める件（平成十一年建設省告示第千三百八十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月三十日
制定文中「第一項」を「第二号」に改める。

国土交通大臣 羽田雄一郎

第二中類するもの」の下に「以下「屋上水槽等」という。」を加える。
第四中「配管設備」の下に「建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備

設備に該当するものを除く。以下単に「給湯設備」という。)を除く。」を加え、第四の次に次のように加える。

第五 紿湯設備は、第一の規定によるほか、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に對して安全上支障のない構造とすること。この場合において、給湯設備の質量、支持構造部の質量

及び給湯設備を満水した場合における水の質量の総和（以下単に「質量」という）が十五キログラムを超える給湯設備に係る地震に対して安全上支障のない構造は、給湯設備の周囲に当該給湯設備

の転倒、移動等により想定される衝撃が作用した場合においても著しい破壊が生じない丈夫な壁又は固いを設ける場合その他給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合を除

き、次の各号のいずれかに定めるところによらなければならぬ。
一 次の表の給湯設備を設ける場所の開
質量の開及びアスペクト比(各部屋の幅又は奥行)を(支

持構造部を設置する場合にあつては、支持構造部を含めた幅又は奥行きの小さい方に対する給湯設備の高さ（支持構造部を設置する場合にあつては、支持構造部の高さを考慮して）つひと

いう。以下同じ。)の欄の区分に応じ、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を、同表のアンカーボルトの種類の欄及びアンカーボルトの本数の欄に記入する。ボルトの本数は、ボルトの頭部を内側に取付ける場合、各頭部に1本ずつを用いる。

て、当該給湯設備を充分に支持するに足りる建築物又は敷地の部分等（以下単に「建築物の部分等」という。）に係るもの。ただし、同一の建物内に複数の給湯設備がある場合は、各個別に該当する。

ボルトの一本当たりの引張り耐力が、同表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄、アスペクト比の欄などを、^{1/2}コモリ^{1/2}の支点間距離で算出した所の値と比較して、引張り耐力を算出する。

の相ててランジーボルトの本数の機の区分は同じである。同表の引張荷重の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合には、当該引張荷重を有するアンカーボルトとすることができる。

給湯設備 所設ける	質量 キログラム	アスペクト比 アンカーボルトの種類
ルートの本数 ／キロニード	アンカーボ ルトの本数 ／キロニード	引張耐力 （単位 ナット）

地階及び 十五を越え 四・五以下	一 径が八ミリメートル以上であ 三本以上	二 一・八
七	七	二

部に一分敷階地並のび
百以下

六以下	直径が六ミリメートル以上で り、かつ、埋込長さが三十ミリ メートル以上であるねじ形の あと施工アンカー	四本以上
二・二		

第一次の表の給湯設備を設ける場所の欄及び質量の欄の区分に応じ、給湯設備の上部を、同表の上部の繋結方法の欄に掲げる方法により建築物の部分等に繋結し、かつ、質量が十五キログラムを超えて六十キログラム以下である給湯設備にあっては、自立する構造とし、質量が六十キログラムを超えて六百キログラム以下である給湯設備にあっては、その底部又は支持構造部の底部を、同表のアンカーボルト等（アンカーボルト、木ねじその他これらに類するものをいう。以下同じ。）の種類の欄及びアンカーボルト等の本数の欄に掲げるアンカーボルト等を釣合い良く配して、建築物の部分等に繋結すること。ただし、質量が六十キログラムを超えて六百キログラム以下である給湯設備にあっては、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を繋結するアンカーボルト等の一本当たりのせん断耐力が、同表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄、上部の繋結方法の欄及びアンカーボルト等の本数の欄の区分に応じ、同表のせん断耐力の欄に掲げる数値以上であること、が確かめられた場合においては、当該せん断耐力を有するアンカーボルト等とすることができる。	
部に一階階並びび 分敷地及びび	場所を設ける 給湯設備
下三 六十 五十五を 十超 以え	六十 十五を 下超 え
木ねじ ねじ 四本 以上 による 繋結	木ねじ ねじ 四本 以上 による 繋結
径が四 八ミリメー トトル以上 ある長さで	径が四 八ミリメー トトル以上 ある長さで
工形あ アのる ンおねじ かととし じで	工形あ アのる ンおねじ かととし じで
五長か 上メ径 つであ トトル以 三三押込 込	五長か 上メ径 つであ トトル以 三三押込 込
〇・三	〇・三

下超え三百五十以を		下三六百十十五を超以え		六十五以下超え		下超え三百五十以を	
るが徑木二りがね十五か・六ミツつ・五本リ以メ上に効メ上に打メ上に込メ上に結	径が八ミリメートル以上に長さがあるお三十五で長上あさで	トニ引ユートンによる繫結が二・〇ボキロ	径が四・八ミリメートル以上に長さがあるお三十五で長上あさで	トニ引張耐力の合計がアンカ・六ボキロ	径が四・八ミリメートル以上に長さがあるお三十五で長上あさで	トニ引張耐力の合計がアンカ・四キロ	径が六ミリメートル以上であります
アのるルミ工形あトミ工形あト一千込	長か上メ径アお以りさが十メアト施じで一四埋り、以り	工形あるトミさが三埋り、以り	五長かつて八ミリメートル以上に長さがあるお三十五で長上あさで	—	—	アのるルミ工形あトミ工形あト一千込	径が十メートル以上であります
三本以上			三本以上	—	—	三本以上	—
一・二			〇・七	—	—	〇・五	

二 次の表の給湯設備を設ける場所の欄及び質量の欄の区分に応じ、給湯設備の側部を同表のアンカーボルト等の種類の欄及びアンカーボルト等の本数の欄に掲げるアンカーボルト等を釣合い良く配置して、建築物の部分等に緊結すること。ただし、給湯設備の側部を緊結するアンカーボルト等の一本当たりの引張耐力が、給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄及びアンカーボルト等の本数の欄の区分に応じ、同表の引張耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該引張耐力を有するアンカーボルト等とすることができる。

この表において、木ねじとは、JIS B 一一二（十字穴付き木ねじ）—一九九五又はJ号の表において同じ。すりわり付き木ねじ）—一九九五に適合する木ねじをいうものとする。次引張耐力の合計が三・六キニュートン以上のアンカーボルト等による繋結。

力の種類	長期に生ずる力	短期に生ずる力	力の組合せ
w	$G + P + K$	$G + P + K$	$G + P$
上層階及び屋上	—	地盤力によって生ずる力	
中間階	○・六	(この式において、 P 、 K 及び w は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $P = kw$)	
地階及び一階並びに敷地の部分	○・四	(この式において、地盤力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、次の式によつて計算した数値とするものとする。 $P = kw$)	

附 則
この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項から第三項まで並びに第十一条の二第一項の規定に基づき、建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十一年国土交通省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

前文中「第一項から第三項」を「第一項から第三項まで」に改める。
別表第四「内の消防火区画等の貫通措置の状況の項」欄中「第七号イ」を「第七号」に改め、同表二

絶縁構造体又は支承構造部の建築物の部分等への取付け部分が荷重及び外力によって当該部分に生ずる力(次の表に掲げる力の組合せによる各力の合計をいう)に対して安全上支障のないことを確認すること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき地震に対して安全上支障のないことを確認することができる場合には、この限りでない。

		ボンブを含む。(循環給湯設備の構造)			
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
別記第四号(3)(b)の欄中「衛星」を「衛生」に改める。	附則	ガス煙突及び給湯部の構造	給湯設備の腐食状況及び漏水の状況	ガス湯沸器の取付け状況	給湯設備の取付けを除く。の状況
この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。	○国土交通省告示第千四百四十九号	ガス湯沸器の構造	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況
別記第四号(1)から(6)までの欄中「排水配管」を「及び排水配管」に改め、同(2)から(6)までの欄中「給水タンク等、給水ポンプ」を「飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ」に改め、同(7)の欄中の「ガスの湯沸器」を「給湯設備(ガス湯沸器を除く。)」に改め、同(8)の欄中「側突及び給排気部の構造」を「取付けの状況」を「取付けの状況」に改め、同(9)の欄の次に次のように加える。 器の取付け」を「給湯設備の腐食及び漏水」に改め、同(9)の欄の次に次のように加える。	別記第四号(1)から(6)までの欄中「排水配管」を「及び排水配管」に改め、同(2)から(6)までの欄中「給水タンク等、給水ポンプ」を「飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ」に改め、同(7)の欄中の「ガスの湯沸器」を「給湯設備(ガス湯沸器を除く。)」に改め、同(8)の欄中「側突及び給排気部の構造」を「取付けの状況」を「取付けの状況」に改め、同(9)の欄の次に次のように加える。 器の取付け」を「給湯設備の腐食及び漏水」に改め、同(9)の欄の次に次のように加える。	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況
(3)ガス湯沸器の腐食及び給排気部の構造	別記第四号(3)(b)の欄中「衛星」を「衛生」に改める。	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況
この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。	○国土交通省告示第千四百四十九号	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況
別表第一二(三)の項目の状況の欄中「場合に」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(3)の項目の素線切れの状況の欄中「場合に」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同項に欄イ(3)中「錯合著しい場合又は」を削り、同欄イに次のように加える。	別表第一二(三)の項目の状況の欄中「場合に」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(3)の項目の素線切れの状況の欄中「場合に」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同項に欄イ(3)中「錯合著しい場合又は」を削り、同欄イに次のように加える。	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況
(4)各部で素線切れが生じていること。	別表第一二(三)の項目の状況の欄中「場合に」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(3)の項目の素線切れの状況の欄中「場合に」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同項に欄イ(3)中「錯合著しい場合又は」を削り、同欄イに次のように加える。	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況	ガス湯沸器の漏出の状況